

第1編 社会福祉法【抜粋】

昭和26年3月29日法律第45号

第1章 総則

第1条（目的）【重要度B】

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における**共通的基本事項**を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの**利用者の利益の保護**及び地域における社会福祉（以下「**地域福祉**」という。）の**推進**を図るとともに、社会福祉事業の**公明かつ適正な実施の確保**及び社会福祉を目的とする事業の**健全な発達**を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第2条（定義）【重要度A】

- ① この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
- ② 次に掲げる事業を**第一種社会福祉事業**とする。
 - 一 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
 - 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する**乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設**を経営する事業
 - 三 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
 - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する**障害者支援施設**を経営する事業
 - 五 削除
 - 六 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
 - 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

第9節 障害児福祉計画

第33条の19【重要度C】

- ① 内閣総理大臣は、**障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援**（以下この項、次項並びに第33条の22第1項及び第2項において「**障害児通所支援等**」という。）の提供体制を整備し、**障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針**（以下この条、次条第1項及び第33条の22第1項において「**基本指針**」という。）を定めるものとする。

（第33条の19 以下省略）

第33条の20【重要度B】

- ① 市町村は、基本指針に即して、**障害児通所支援及び障害児相談支援**の提供体制の確保その他**障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画**（以下「**市町村障害児福祉計画**」という。）を定めるものとする。

- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

（第33条の20 以下省略）

第33条の22【重要度B】

- ① 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、**障害児通所支援等**の提供体制の確保その他**障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画**（以下「**都道府県障害児福祉計画**」という。）を定めるものとする。

第4編 こども基本法【抜粋】

【全体につき、重要度B】

令和4年法律第77号

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その**権利の擁護が図られ**、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、**社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう**、こども施策に関し、**基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により**、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

第2条（定義）

- ① この法律において「こども」とは、**心身の発達の過程にある者**をいう。
- ② この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
 - 一 **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期**の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて**切れ目なく行われる**こどもの健やかな成長に対する支援
 - 二 **子育てに伴う喜び**を実感できる社会の実現に資するため、**就労、結婚、妊娠、出産、育児等**の各段階に応じて行われる支援
 - 三 家庭における**養育環境**その他のこどもの**養育環境の整備**

第3条（基本理念）

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その**基本的人権が保障される**とともに、**差別的取扱いを受けない**ことができるようにすること。

- 二 全て障害者は、可能な限り、**どこで誰と生活するかについての選択の機会**が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の**意思疎通のための手段についての選択の機会**が確保されるとともに、**情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会**の拡大が図られること。

第9条（障害者週間）【重要度B】

- ① 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、**障害者週間**を設ける。
- ② 障害者週間は、12月3日から12月9日までの1週間とする。
- （第9条 以下省略）

第11条（障害者基本計画等）【重要度A】

- ① 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「**障害者基本計画**」という。）を策定しなければならない。
- ② 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「**都道府県障害者計画**」という。）を策定しなければならない。
- ③ 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「**市町村障害者計画**」という。）を策定しなければならない。
- ④ 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、**障害者政策委員会**の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- （第11条 以下省略）

第4章 障害者政策委員会等

第32条（障害者政策委員会の設置）【重要度C】

- ① 内閣府に、障害者政策委員会（以下「**政策委員会**」という。）を置く。
- （第32条 以下省略）

第10編 障害者総合支援法【抜粋】

（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

平成17年11月7日法律第123号

第1章 総則

第1条（目的）【重要度B】

この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第1条の2（基本理念）【重要度B】

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。